

## 寄附をされた方へ

### ◎ 所得税及び個人都民税の寄附金控除について

本法人に対する寄附金は、東京都の条例指定対象寄附金です。したがって、本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在で都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ受け取った領収書を添付し申告することにより、所得税の寄附金控除及び個人都民税の寄附金税額控除の双方の適用が受けられます。

### ◎ 市民税の寄附金控除について

さらに、本法人に対する寄附金は、清瀬市の条例指定対象寄附金ですので、本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在で清瀬市にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ受け取った領収書を添付し提出することにより、個人都民税の寄附金税額控除に加えて清瀬市民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。なお、東京都及び区市町村から提出の要請があった場合は寄附者の住所・氏名・寄附金額等を通知する場合がありますので予めご承知ください。

※控除額の計算方法などについては、裏面をご覧ください。

- 1 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除（所得控除）が受けられます（所得税法第78条第2項第3号該当）。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額とその年中の} \\ \text{総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合} \\ \text{計額）の40\%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円}$$

仮に、その年分の総所得金額等が800万円の人で30万円を社会福祉法人に寄附した人は29万8千円の寄附金控除が受けられます。税率が20%の場合は59,600円が減税される可能性があります。

- 2 個人都民税額控除となる場合の限度額は以下のとおりです。

$$\text{個人都民税控除額} = [\text{寄附金額（注）} - 2,000 \text{円}] \times (4\%) \text{に相当する額}$$

- 3 個人清瀬市住民税額控除となる場合の限度額は以下のとおりです。

$$\text{個人清瀬市民税} = [\text{寄附金額（注）} - 2,000 \text{円}] \times (6\%) \text{に相当する額}$$

注：その年中に支出した寄附金の額の合計額とその年中の総所得金額等（総所得金額、退職金額、山林所得金額の合計額）の30%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額

<例> 300,000円寄附した場合（寄附金額<総所得金額等の30%、の場合）

①個人都民税額から控除される金額

$$(\text{寄附金} 300,000 \text{円} - \text{適用下限額} 2,000 \text{円}) \times \text{控除率} 4\% = 11,920 \text{円}$$

②個人清瀬市民税額から控除される金額

$$(\text{寄附金} 300,000 \text{円} - \text{適用下限額} 2,000 \text{円}) \times \text{控除率} 6\% = 17,880 \text{円}$$

- 4 確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄附金額の記入を漏れなく行ってください。

- 5 所得税については現年分から控除され、住民税は寄付した翌年分から控除されます。

- 6 上記の措置を受けるため確定申告に際して領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

- 7 詳細は、最寄りの税務署、区市町村にご照会ください。